

固定資産税特例一覧（※地方税から抜粋）

地方税法条項	固定資産の種類	特例の内容	適用期限	特例の適用を受ける者	
法第349条の3	第2項	ガス事業用償却資産（ガスの製造及び供給の用に供するもの）	最初の5年度分 1/3	-	一般ガス事業者
			次の5年度分 2/3		
	第3項	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した共同利用設備	最初の3年度分 1/2	-	農業協同組合 中小企業等協同組合等
	第4項	外航船舶	価格の1/6	-	当該船舶の所有者
		準外航船舶	価格の1/4		
	第5項	内航船舶	価格の1/2	-	同上
	第6項	離島航路事業者が事業の用に供する船舶	法第349条の3第5項で得た価格の1/3	-	離島航路整備法に規定する離島航路事業者
第11項	登録有形文化財等の家屋及びその敷地	価格の1/2	-	当該資産の所有者	
法第702条	第2項				
法第349条の3	第23項	信用金庫等の事務所及び倉庫	価格の3/5	-	信用協同組合等
法第702条	第2項				
法第349条の3	第27項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	価格の1/2★	-	家庭的保育事業者
法第702条	第2項				
法第349条の3	第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	価格の1/2★	-	居住訪問型保育事業者
法第702条	第2項				
法第349条の3	第29項	利用定員が5人以下である事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	価格の1/2★	-	事業所保育事業者
法第702条	第2項				
法第349条の3	第30項	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産	価格の1/2	-	社会福祉法人等
法第702条	第2項				
法第349条の3	第33項	景観重要建造物のうち、世界遺産一覧表に記載された固定資産	価格の1/3	-	当該資産の所有者
法第702条	第2項				
法附則第15条	第1項※	倉庫業者が新增設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する等の倉庫等	最初の5年度分 倉庫：1/2  最初の5年度分 倉庫に付属する機械設備：3/4	R4.4.1から R6.3.31までに取得のもの	倉庫業者
	第2項	公害防止施設		R4.4.1から R6.3.31までに取得のもの	当該施設所有者
		水質汚濁防止法による汚水または廃液の処理施設	価格の1/2★		
		ごみ処理施設	価格の1/2		
		一般廃棄物の最終処分場	価格の2/3		
産業廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設の区分に応じ 価格の1/2 又は価格の1/3				
	下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設	価格の4/5★ ただし大臣配分資産または知事配分資産の場合価格の4/5	R4.4.1～ R6.3.31		

固定資産税特例一覧（※地方税から抜粋）

法附則 第15条	旧第4項	心身障害者多数雇用事業の用に供する家屋	最初の5年度分 価格の5/6	H31.4.1から R5.3.31までに 取得したもの	当該家屋の所有者
	旧第8項	一定の低公害自動車に燃料を充填するための設備	最初の3年度分 価格の3/4	H31.4.1から R5.3.31までに 取得したもの	当該資産の所有者
	第7項	一定の低公害自動車に燃料を充填するための設備	最初の3年度分価格の5/6 当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものは 1/2	R5.4.1から R7.3.31までに 取得したもの	当該資産の所有者
	第13項 ※	PF1法に基づく選定事業者が整備する一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	価格の1/2	H17.4.1から R7.3.31までに 取得のもの	選定事業者
	第18項	バイオ燃料製造事業者が取得するバイオ燃料製造施設	最初の3年度分 価格の2/3 内、総務省令で定めるもの 価格の1/2	R2.4.1から R6.3.31までに 取得のもの	バイオ燃料製造事業者
	第19項 ※	重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋	価格の1/2	H23～R6年度分	公益社団法人 公益財団法人
	第24項	鉄道事業者等がその事業の用に供する高齢者、障害者等の移動等の円滑化のための設備	最初の5年度分 価格の2/3	H24.4.1から R7.3.31までに 取得のもの	鉄道事業者 軌道経営者
	第25項	再生可能エネルギー 発電設備	(太陽光1000kw未満 風力20kw以上 地熱1000kw未満 バイオマス 10000kw以上20000kw未満) 最初の3年度分 価格の2/3★  (太陽光1000kw以上 風力20kw未満 水力5000kw以上) 最初の3年度分 価格の3/4★  (水力5000kw未満 地熱1000kw以上 バイオマス10000kw未満) 最初の3年度分 価格の1/2★	R2.4.1から R6.3.31までに 取得のもの	電気事業者
	第32項	特定事業所内保育施設	最初の5年度分 価格の1/2★	平成29年4月 1日から令和6 年3月31日まで に取得のもの	当該資産の所有者
	第45項	中小事業者等が取得した 先端設備等	最初の3年間1/2  さらに、賃上げ方針を計画に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期限に限り、課税標準額を1/3とする。 ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間	令和7年3月31日までに取得のもの	当該資産の所有者
旧法附則第64条	中小事業者等が取得した 先端設備等	最初の3年度分 “0”★	R5.3.31までに 取得のもの	当該資産の所有者	

この他の特例については課税課固定資産税係までお尋ねください。

※のあるものは都市計画税にも適用。

★のあるものはわがまち特例。